



日本カトリック難民移住移動者委員会

Catholic Commission of Japan For Migrants
Refugees and People on the Move

135-8585 東京都江東区潮見 2-10-10

TEL:03-5632-4441 F A X:03-5632-7920

E-mail:jcarm@cbcj.catholic.jp URL:http://www.jcarm.com

「人種差別撤廃基本法」の制定にむけて

私たち日本カトリック難民移住移動者委員会は、全国各地で展開されている在日コリアンなどのマイノリティの人びとにむけたヘイトスピーチを始めとするあらゆる人種差別をなくすために人種差別撤廃基本法の制定を求めています。カトリック教会は、すべての人はみな神の前に平等であり、誰もその尊厳を踏みにじられることはない教え、あらゆる差別に反対しています。

昨年5月に超党派の野党議員が参議院に提出した「人種差別等を理由とする差別の撤廃のための施策の推進に関する法律案」（以下、野党案）が、今国会でも継続審議中です。

そして4月8日、与党の自民・公明両党から「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の改称にむけて取組みの推進に関する法律案」（以下、与党案）が提出されました。

与野党共に、ヘイトスピーチをなくすという目標に向かっていることは歓迎すべきことです。

しかしながら、この2つの法案の内容についてはかなりの隔たりがあります。野党案では「人種等を理由とする差別」全般を対象としているのに対し、与党案は「本邦外出身者」とりわけ「適法に居住するもの」に向けての差別、と対象を限定しています。国連の「人種差別撤廃条約」の締結国に求められているのは、包括的な人種差別撤廃法の立法化です。日本社会のなかで旧態依然と差別を受けている被差別部落、アイヌ、琉球・沖縄の人々、生活保護受給者、その他のマイノリティの被差別者も同様に、救済の対象とされなければなりません。

また、「適法に居住するもの」に限定することにより、在留資格のない人々へのヘイトスピーチが容認されることになりかねません。

さらに、与党案前文で「不当な言動は許されないことを宣言」してはいますが「国民は差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない」として努力義務を定めるにとどまっています。

「人種差別撤廃条約」では「すべての適法な方法により、いかなる個人、集団または団体による人種差別も禁止し終了させる」義務を課しています。実効性のあるヘイトスピーチ規制のためには、「違法」もしくは「禁止」を条文に明確に規定することが必要です。

参議院法務委員会では来週にも、2回目の与党案審議が予定されています。「日本カトリック難民移住移動者委員会」は「移住者と連帯する全国ネットワーク（移住連）」「外国人住民基本法の制定を求める全国キリスト教連絡協議会（外キ協）」ほか多くの賛同団体とともに「人種差別撤廃基本法」の実現をめざして活動していきます。

『わたしたちの主イエス・キリストを信じながら、人を分け隔てしてはなりません。』（ヤコブの手紙2章1節）と聖書は語りかけています。人権の守られる差別のない共生社会をきずくために、実効性のある法律制定をめざしてカトリック教会として今後も活動を継続していきます。みなさまにはどうぞ、今行われている国会の審議で少しでも人権を守ることでできる法制度になるように審議を注視していただき、お祈りを願います。

2016年4月24日

日本カトリック難民移住移動者委員会